４．３　性能．機能点検及び本役務実施作業員要件

取扱説明書に示された性能及び機能を完全に満たすこと。また本役務実施作業員は日本国籍を有する者に限る。

５　検査

４．２項について監督官または検査官立会い及び点検報告書により実施する。

６　品質保証等

定期保守点検検査合格後、交換部品消耗品等については原則半年間を責任保証期間とし（交換部品消耗品等に製造販売業者の保証期間がある物はその期間とする、また「フィルター等」使用頻度等により、原則半年間の責任保証期間を満たせないものは除く）作業材料及び本役務実施上の不備による本品、その他の箇所又はその他の物件等に損傷を与えた場合については、速やかに現状に復するものとする。

８　役務実施時期

平成２３年４月１日から平成２６年３月３１日までの間とする。

９　その他指示

９．１　本役務に必要な資材または点検器材は請負業者が準備する。

９．２　請負業者は事前に官側と日程等調整し作業日程表１部を提出する。

９．３　請負業者は事前に点検報告書を２部作成し官側に提出する。

９．４　請負業者は、本役務検査合格後、又は官側が定めた期日ごと「役務完了届」を提出する 。

９．５　請負業者は本役務実施中、安全及び火災予防について万全を期すものとする。

９．６　請負業者は本役務による発生材については、（官側が指示するもの以外）請負業者の責任において 適法に廃棄処分等実施する。

９．７　請負業者は本役務を実施するにあたり、交換部品消耗品等は製造販売業者の純正　または推奨された物品を使用すること。

９．８　請負業者は本役務作業終了ごと、本役務作業周辺の清掃を実施し原状回復すること。

１０　その他

本仕様書に疑義が生じた場合、官側と協議する。